

平成28年度「三重のおもてなし経営企業選」応募要項

1 事業の目的

本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在である中小企業・小規模企業のうち、社員の意欲と能力を最大限に引き出し、地域・社会との関わりを大切にしながら、顧客にとって高付加価値で差別化された製品やサービスを提供している企業を「三重のおもてなし経営企業」として表彰することで、その取組を奨励するとともに、中小企業・小規模企業が持つ魅力を広く県民に周知することを目的とします。

2 応募資格

「三重県中小企業・小規模企業振興条例」第2条に定める「中小企業・小規模企業」及びそれに準じる規模で事業活動を行う法人・団体（以下「中小企業等」という。）であり、三重県内に主たる事務所又は事業所を有するものとします（ただし、従業員を雇用していないものは除きます）。

また、この他に応募用紙に記載されている「応募要件」に該当・合意することが必要です。

(1) 製造業、建設業、及び運輸業その他の業種の場合

資本金の額又は出資の総額が3億円以下

又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(2) 卸売業の場合

資本金の額又は出資の総額が1億円以下

又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(3) 小売業の場合

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下

又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

(4) サービス業の場合

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下

又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※労働基準法第20条の「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員とし、パート労働者でも雇用形態によっては従業員としてカウントします。役員及び事業主は含まれません。

3 表彰対象

「三重のおもてなし経営」とは、(1)社員の意欲と能力を最大限に引き出し、(2)地域・社会との関わりを大切にしながら、(3)顧客にとって高付加価値で差別化された製品やサービスを提供している経営のことであり、社員、地域、顧客に対して、より良い機会や環境、製品・サービスを提供し喜んでもらおうと努力・工夫した取組を実践することです。

これは、過度の価格競争に陥ることなく事業の継続的発展が期待できる経営のモデルであり、製造業やサービス業だけではなく、あらゆる業種において、今後の地域における企業がめざすべきあり方の1つと考えています。

本企業選では、健全な財務状態の下、上記の考え方を踏まえた特色ある内容の取組を実現し

ている企業を表彰します。

※ただし、過去に国や他の自治体等から同様の観点で表彰された中小企業等は本表彰の対象としないものとします（該当するかどうか不明の際は応募前にお問い合わせください）。

4 受賞特典

審査の結果、表彰対象として選出された場合、以下の特典が得られます。

- (1) 表彰式での知事からの表彰（表彰状等）
- (2) 県ホームページ、冊子、テレビ番組等を利用した情報発信
- (3) 「みえリーディング産業展2016」（平成28年11月開催予定）への招待出展
- (4) その他、県内大学・高校等における学生向けの情報発信（経営者による講演・講義等）の機会の提供など、受賞企業の情報発信に資する支援

※受賞に至らなかった場合も、応募者全員に「おもてなし経営」をテーマとした特別講座への参加資格などをご提供する予定です。

5 選考方法・日程

県雇用経済部において書面予備審査を実施したのち、外部有識者による「三重のおもてなし経営企業選 選定委員会」が書面審査、ヒアリング審査、現地訪問審査を実施します。その結果を踏まえ、選定委員会が表彰候補企業を選定し、知事が表彰企業を決定します。

（受賞企業数：平成26年度7社、平成27年度4社）

- | | |
|--|--------------------|
| (1) 書面予備審査 | 平成28年 7月上旬 |
| (2) 1次審査（書面審査） | 平成28年 7月中 |
| ※1次審査を通過した事業者には、事務局より通知します。2次審査では経営者のヒアリングを実施しますので、予め日程の確保をお願いします。 | |
| (3) 2次審査（経営者ヒアリング） | 平成28年 8月26日（金）〔県庁〕 |
| (4) 3次審査（現地訪問） | 平成28年 8月下旬～10月上旬 |
| (5) 選定会議 | 平成28年10月中旬～下旬〔津市内〕 |
| (6) 報道発表 | 平成28年10月下旬～11月上旬 |
| (7) 表彰式 | 別途調整の上実施 |

6 選考結果の通知

選考結果は、三重県雇用経済部から応募企業等に対し通知します。

7 受賞の取消

次の事項に該当する場合は、審査対象から除外し、あるいは受賞の通知後であっても受賞を取り消すことがあります。

- (1) 募集要項の規定に反することが判明した場合
- (2) 法令違反等の不祥事が発覚し、三重県を代表する中小企業者としてふさわしくないと判断された場合
- (3) 役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明した場合

8 応募方法

(1) 応募受付期間

平成28年4月18日（月）から平成28年6月30日（金）17時まで

- ・郵送の場合は期間内に必着
- ・持参の場合は、期間内の休祝日を除く平日の9時から17時まで

(2) 応募書類の提出

- ① 応募用紙および添付書類（3期分の損益計算書、貸借対照表ほか任意の補足資料）
【1部。ただし冊子やカラー資料等は10部】
- ② 会社案内（パンフレット等、会社の概要が分かるもの）【10部】
- ③ 〔※書類審査を通過し、経営者ヒアリング調査に進んだ場合〕3期分の確定申告書と勘定科目内訳書【1部】

※その他、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

※書類に不備がある場合には、修正又は再提出を求めることがあります。

※応募書類は返却いたしません。

※応募用紙は、県のホームページから様式をダウンロードして記入してください。

→ [三重のおもてなし経営企業選](#)で検索

(3) 応募書類の提出先及びお問い合わせ先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県雇用経済部ものづくり推進課 担当：橋爪、北林

TEL 059-224-2393 FAX 059-224-2480

E-mail monozu@pref.mie.jp

9 応募にあたっての注意事項

(1) 「三重のおもてなし経営」を支える以下の3つの要件について、その仕組みと成果と継続性に着目し、それらがどのように事業の継続的な発展に繋がっているのかという観点で評価しますので、これに留意して応募書類を作成してください。

①社員の意欲と能力を最大限に引き出す取組や職場環境の改善

取組例：資格取得支援、研修制度、情報共有の取組、社員の意見を取り入れる仕組み

②地域・社会との関わりを大切にする事業や活動

取組例：職場体験、地域清掃活動、地域行事への参加、近隣住民との関わり

③顧客にとって高付加価値で差別化された技術や製品、サービスの提供

取組例：顧客アンケート、顧客意見の反映の仕組み、顧客への情報提供 等

(2) 1次審査を通過した場合、2次審査では経営者のヒアリングを実施しますが、両審査の間隔が短いため、日程の調整が困難です。2次審査予定日は経営者（原則）のスケジュールを開けておいてください。

(3) 2次審査を通過した場合、3次審査として現地訪問を行います。3次審査は上記期間中に実施しますので、ご理解の上、ご協力をお願いします。

(4) 受賞企業は「みえリーディング産業展2016」（11月開催）に無料でブース出展が可能です。詳細は改めてお知らせいたします。なお、表彰式は、別途日程調整の上開催いたしますので、予めご承知おきください。

(5) 審査の状況に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、ご了承ください。